

平成 28 年第 1 回臨時会

駿 東 伊 豆 消 防 組 合 議 会 会 議 録

平成 28 年 5 月 24 日

駿 東 伊 豆 消 防 組 合 議 会

平成 28 年第 1 回駿東伊豆消防組合議会臨時会会議録目次

会 期 日 程	目 2
付議事件等一覧	目 3

[5 月 24 日 (火)]

1 開会及び開議の宣告	3
2 管理者挨拶	4
3 議席の指定	5
4 会議録署名議員の指名	5
5 議長の辞職	5
6 議長の選挙	6
7 副議長の辞職	8
8 副議長の選挙	9
9 会期の決定	11
10 発議第 1 号の上程、採決	11
11 発議第 2 号の上程、採決	12
12 発議第 3 号の上程、採決	12
13 議会運営委員の選任	13
14 認第 1 号から議第 1 号までの 一括上程、説明、質疑、討論、採決	14
15 認第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
16 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出	26
17 管理者挨拶	26
18 閉会の宣言	27

平成28年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会会期日程

日数	月日	曜日	開議時刻	区分	内容
1	5月24日	火	午後2時	本会議	開会 議席の指定 会議録署名議員の指名 議長の辞職 議長の選挙 副議長の辞職 副議長の選挙 会期の決定 発議第1号～発議第3号の説明 質疑 討論 採決 議会運営委員の選任
				委員会	議会運営委員会（小会議室） （正副委員長の互選）
				本会議	認第1号～認第4号、議第1号の説明 質疑 討論 採決 認第5号の説明 質疑 討論 採決 議会運営委員会の閉会中の継続調査 閉会

付議事件等一覧

- 1 認第 1号 専決処分の報告及びその承認について（平成28年度駿東伊豆消防組合会計暫定予算）
- 2 認第 2号 専決処分の報告及びその承認について（駿東伊豆消防組合の休日定める条例ほか全39条例の制定）
- 3 認第 3号 専決処分の報告及びその承認について（駿東伊豆消防組合指定金融機関の指定）
- 4 認第 4号 監査委員の選任について（識見を有する者）
- 5 認第 5号 監査委員の選任について（組合議員）
- 6 議第 1号 平成28年度駿東伊豆消防組合会計予算について
- 7 発議第1号 駿東伊豆消防組合議会会議規則の制定について
- 8 発議第2号 駿東伊豆消防組合議会運営委員会条例の制定について
- 9 発議第3号 管理者の専決事項の指定について
- 10 議会運営委員の選任
- 11 議長の辞職
- 12 議長の選挙
- 13 副議長の辞職
- 14 副議長の選挙
- 15 議会運営委員会の閉会中の継続調査

平成28年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会会議録

平成28年5月24日（火）午後2時00分 開会

於 議 場

○出席議員（18名）

1番	稲葉富士憲	2番	鈴木照久
3番	米山祐和	4番	秋山治美
5番	飯田桂司	6番	梅原正次
7番	尾藤正弘	8番	片岡章一
9番	長沢正	10番	鈴木克政
11番	水口哲雄	12番	塚平育世
13番	原喜久雄	14番	山田直志
15番	永岡康司	16番	梶泰久
17番	渡邊博夫	18番	植松恭一

○欠席委員等（なし）

○欠 員（なし）

○地方自治法第121条の規定による出席者

管理者	栗原裕康	副管理者	佃弘巳
副管理者	森延彦	消防長	平井貴
消防部長	山中史隆	警防部長	橋本博
総務課長	小森泉	予防課長	渡邊肇
警防救急課長	山本竜也	通信指令課長	今井將一朗

第1方面
本部長兼
沼津北
消防署長

宮代正一

第2方面
本部長兼
田方中
消防署長

梅原繁一

第3方面
本部長兼
伊東消防
署長

石井義仁

清水町
消防署長

山本道雄

東伊豆
消防署長

久我谷 精

田方北
消防署長

山下克俊

田方南
消防署長

植田敏嗣

会計室長

長岡弘繁

○議会事務担当職員

書記長 玉川 稔

書記 矢ノ下 健一郎

書記 廣瀬 光晴

書記 水口 忍

書記 草場 大介

○議事日程

平成28年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会議事日程

平成28年5月24日（火曜日） 午後2時開会

- 第1 議席の指定
 - 第2 会議録署名議員の指名
 - 第3 会期の決定
 - 第4 発議第1号 駿東伊豆消防組合議会会議規則の制定について
 - 第5 発議第2号 駿東伊豆消防組合議会運営委員会条例の制定について
 - 第6 発議第3号 管理者の専決事項の指定について
 - 第7 議会運営委員の選任
 - 第8 認第1号 専決処分の報告及びその承認について（平成28年度駿東伊豆消防組合会計暫定予算）
 - 第9 認第2号 専決処分の報告及びその承認について（駿東伊豆消防組合の休日定める条例ほか全39条例の制定）
 - 第10 認第3号 専決処分の報告及びその承認について（駿東伊豆消防組合指定金融機関の指定）
 - 第11 認第4号 監査委員の選任について（識見を有する者）
 - 第12 議第1号 平成28年度駿東伊豆消防組合会計予算について
 - 第13 認第5号 監査委員の選任について（組合議員）
-

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

日程追加

- 1 議長の辞職
 - 2 議長の選挙
 - 3 副議長の辞職
 - 4 副議長の選挙
 - 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査
-

○会議

◎開会及び開議の宣告

○議長（米山祐和）

米山祐和でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は18名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（米山祐和）

本日の議事の進行につきましては、駿東伊豆消防組合議会会議規則が制定されておきませんが、日程第4 発議第1号で提出される駿東伊豆消防組合議会会議規則（案）に準じて進行いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議事の進行につきましては、駿東伊豆消防組合議会会議規則（案）によって進めてまいります。

◎管理者挨拶

○議長（米山祐和）

ここで組管理から、駿東伊豆消防組合発足後の初議会に当たり、発言を求められておりますので、許可いたします。

○管理者（栗原裕康）

発言のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに駿東伊豆消防組合として初議会となる平成28年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、御健勝にて御多忙の中御参集を賜り、まことにありがとうございます。

本日は、御提案いたしてあります議案について御審議をいただきますこと、心より厚く感謝を申し上げます。

本組合は、構成市町のさまざまな消防課題に的確に対応し、将来に向けて消防力の強化による住民サービスの向上、消防に関する行財政運営の効率化及び基盤強化に一層取り組んでいく所存でございます。

議員の皆様におかれましては、組合行政に対しまして、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、大変簡単ではございますが、管理者としての挨拶とさせていただきます。

○議長（米山祐和）

本日の議事日程は、お手元に配付してございますので、御了承願います。

◎議席の指定

○議長（米山祐和）

日程に入ります。

日程第1 議席の指定をいたします。

議席は、ただいま御着席のところをそのまま本議席に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（米山祐和）

次に、日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

1番 稲葉富士憲議員、17番 渡邊博夫議員を指名いたします。

休憩いたします。

休憩 午後2時03分

再開 午後2時15分

○副議長（永岡康司）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議長の辞職

○副議長（永岡康司）

ただいま議長 米山祐和議員から議長の辞職願が提出されております。

議長が選出されるまで、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長 永岡が職務を代行させていただきます。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、この際、議長の辞職を日程に追加し、議題といたします。

ここで、地方自治法第 117条の規定により、3番 米山祐和議員の退席を求めます。

〔3番 米山祐和議員 除斥〕

お諮りいたします。

米山祐和議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、米山祐和議員の議長の辞職を許可することに決しました。

除斥を解除いたします。

〔3番 米山祐和議員 復席〕

3番 米山祐和議員に申し上げます。

ただいま、あなたの議長の辞職を許可することに決しました。

米山祐和議員より御挨拶をお願いいたします。

○3番議員（米山祐和）

旧田方時代の議長、また、きょうの新しい議長が決まるまでの本当にわずかな時間でしたが、議長の責を全うすることができました。これも皆さんの御協力のたまものと感謝申し上げます。ありがとうございました。

◎議長の選挙

○副議長（永岡康司）

ただいま議長が欠員となっております。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、いかがいたしますか。

○1番議員（稲葉富士憲）

指名推選を提案させていただきます。

○副議長（永岡康司）

ただいま1番議員から、指名推選により選挙されたいとの御発言がありましたので、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は、指名推選によって行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

議長に植松恭一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました植松恭一議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました植松恭一議員が議長に当選されました。

18番 植松恭一議員に申し上げます。

ただいま、あなたが議長に当選されましたので、会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

それでは、議長に当選されました植松恭一議員に就任の御挨拶をお願いいたします。

○18番議員（植松恭一）

ただいま皆様の御推挙により議長に当選しました植松恭一でございます。この当組合の大変名誉な職をいただき、光栄に思う半面、非常にこれからこの組合を発展させ、この地域の消防を発展させるということで、冷や汗が出るような思いであります。諸先輩方、同僚議員の皆様、そして当局、一致協力し、この地域の消防が日本一の消防になれるよう、粉骨砕身頑張っていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（永岡康司）

ありがとうございました。

ここで議長と交代いたします。

御協力ありがとうございました。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（植松恭一）

休憩いたします。

休憩 午後 2 時 21 分

再開 午後 2 時 26 分

○議長（植松恭一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎副議長の辞職

○議長（植松恭一）

ただいま副議長 永岡康司議員から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の辞職を日程に追加し、議題といたします。

ここで地方自治法第 117 条の規定により、15 番 永岡康司議員の退席を求めます。

〔15 番 永岡康司議員 除斥〕

お諮りいたします。

永岡康司議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、永岡康司議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

除斥を解除いたします。

〔15 番 永岡康司議員 復席〕

15番 永岡康司議員に申し上げます。

ただいま、あなたの副議長の辞職を許可することに決しました。

永岡康司議員より御挨拶をお願いいたします。

○15番議員（永岡康司）

短い時間でしたが、副議長の責任を果たせたかと思えます。残された9月までの期間ですが、任期を全うしたいと思えますのでよろしく申し上げます。ありがとうございました。

◎副議長の選挙

○議長（植松恭一）

ただいま副議長が欠員となっております。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、いかがいたしますか。

○1番議員（稲葉富士憲）

指名推選を提案させていただきます。

○議長（植松恭一）

ただいま1番議員から、指名推選により選挙されたいとの御発言がありましたので、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は、指名推選によって行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に鈴木克政議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました鈴木克政議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました鈴木克政議員が副議長に当選されました。

10番 鈴木克政議員に申し上げます。

ただいま、あなたが副議長に当選されましたので、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

それでは、副議長に当選されました鈴木克政議員に就任の御挨拶をお願いいたします。

○10番議員（鈴木克政）

ただいま選任いただきました伊東市の鈴木克政でございます。

円滑な議会運営を心がけ、議長を補佐してまいりたいと思います。よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（植松恭一）

ここで組合管理者から発言の申し出がありますので、許可いたします。

○管理者（栗原裕康）

発言のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

米山祐和前議長並びに永岡康司前副議長におかれましては、昨年5月、田方地区消防組合議会議長及び副議長に御就任されて以来、議会の円滑な運営に全力を傾けられてまいりました。その御労苦に対し、深く敬意を表する次第でございます。また、心から御礼を申し上げます。

また、新たに御就任されました植松恭一議長並びに鈴木克政副議長におかれましては、心から当選をお喜び申し上げます。今後とも豊かな経験とすぐれた手腕を発揮され、重責を果たされますとともに、適切な御助言、御支援、さらなる御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、住民並びに当局を代表して、お礼とお祝いの言葉とさせていただきます。

○議長（植松恭一）

ここで、御了承願います。

これからの日程番号につきましては、従前の番号をそのまま使用させていただきたいと思っておりますので、御了承願います。

◎会期の決定

○議長（植松恭一）

次に、日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時議会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎発議第1号の上程、採決

○議長（植松恭一）

次に、日程第4 発議第1号 駿東伊豆消防組合議会会議規則の制定についてを議題といたします。

本件は、駿東伊豆消防組合議会の設立に伴い、組合議会に必要な会議運営に関する手続及び議会内部の規律等を定めたものです。

地方自治法第120条の規定に基づき制定されるもので、議員全員による提出議案であります。

ここでお諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、発案者の説明を省略したいと思います。さらに、本件は、質疑、討論もないものと思っておりますので、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本件は直ちに採決することに決しました。

発議第1号 駿東伊豆消防組合議会会議規則の制定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、発議第1号は可決されました。

◎発議第2号の上程、採決

○議長（植松恭一）

次に、日程第5 発議第2号 駿東伊豆消防組合議会運営委員会条例の制定についてを議題といたします。

本件は、審議能率の向上のため、駿東伊豆消防組合議会における議会運営委員会の組織及び運営に関する事項を定めるもので、本件についても議員全員による提出議案であります。

ここでお諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、発案者の説明を省略したいと思います。さらに、本件は質疑、討論もないものと思っておりますので、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本件は直ちに採決することに決しました。

発議第2号 駿東伊豆消防組合議会運営委員会条例の制定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、発議第2号は可決されました。

◎発議第3号の上程、採決

○議長（植松恭一）

次に、日程第6 発議第3号 管理者の専決事項の指定についてを議題といたします。

本件は、議会の権限に属する軽易な事項について、管理者が専決処分することができる事項として、議会が認めるものとして定めるために提案するもので、本件についても議員全員による提出議案であります。

ここでお諮りいたします。

本件は会議規則第37条第2項の規定により、発案者の説明を省略したいと思えます。さらに、本件は質疑、討論もないものと思えますので、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本件は直ちに採決することに決しました。

発議第3号 管理者の専決事項の指定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、発議第3号は可決されました。

◎議会運営委員の選任

○議長（植松恭一）

次に、日程第7 議会運営委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任につきましては、議会運営委員会条例第2条第1項の規定により、1番 稲葉富士憲議員、4番 秋山治美議員、6番 梅原正次議員、11番 水口哲雄議員、12番 塚平育世議員、14番 山田直志議員、17番 渡邊博夫議員、以上7名を指名したいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました7人の方を議会運営委員に選任することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩し、休憩中に議会運営委員会を小会議室でお開き願ひ、正副委員長の互選をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後2時36分

再開 午後3時00分

○議長（植松恭一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（植松恭一）

ここで御報告いたします。

最初に、当局側副管理者、伊東市長 佃弘巳さん、函南町長 森延彦さんは、公務のため早退をしますので、あらかじめ御了承願います。

次に、休憩中に開かれました議会運営委員会において正副委員長の互選が行われました結果、委員長に渡邊博夫議員、副委員長に秋山治美議員がそれぞれ互選されましたので、お知らせいたします。

以上で報告を終わります。

◎認第1号から議第1号までの一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植松恭一）

次に、日程第8 認第1号 専決処分の報告及びその承認について、平成28年度駿東伊豆消防組合会計暫定予算から日程第12 議第1号 平成28年度駿東伊豆消防組合会計予算についてまで、以上5件を一括議題といたします。

この5件に対する当局の説明を求めます。

○管理者（栗原裕康）

管理者提出議案について、認第1号から議第1号までを一括して御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、認第1号 専決処分の報告及びその承認についてでございます。

駿東伊豆消防組合の発足に伴い、平成28年度駿東伊豆消防組合会計暫定予算について、専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

次に、議案書7ページをお開きいただきたいと思います。

暫定予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億8,530万8,000円と定めるという内容でございます。

議案書47ページをお開きいただきたいと思います。

次に、認第2号 専決処分の報告及びその承認についてでございます。

駿東伊豆消防組合の休日を定める条例ほか全39本の条例の制定について、専決処分いたしましたので、地方自治法第 179条第 3 項の規定により、承認を求めるものであります。

次に、議案書 283ページをお開きいただきたいと存じます。

認第 3 号 専決処分の報告及びその承認についてでございます。

駿東伊豆消防組合指定金融機関の指定について、専決処分いたしましたので、地方自治法第 179条第 3 項の規定により、承認を求めるものであります。

次に、議案書 289ページをお開きいただきたいと存じます。

認第 4 号 監査委員の選任についてでございます。

駿東伊豆消防組合規約第13条第 2 項の規定に基づく駿東伊豆消防組合の監査委員の選任について、地方自治法第 196条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案書 291ページをお開きいただきたいと存じます。

議第 1 号 平成28年度駿東伊豆消防組合会計予算についてでございます。

平成28年度駿東伊豆消防組合会計予算を別冊のとおり提出するというものでございます。

恐れ入りますが、別冊の予算書 1 ページをお開きいただきたいと存じます。

第 1 条、歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 55億 2,868万 3,000円と定めるものでございます。

第 2 条、地方債につきましては、4 ページの第 2 表、地方債をごらんいただきたいと存じます。

消防施設整備事業費の限度額を 1 億 4,820万円と定めるものでございます。

恐れ入りますが、予算書の 1 ページにお戻り願います。

第 3 条、地方自治法第 235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入限度額を、最高額 1,000万円と定めるものでございます。

第 4 条、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第 220条第 2 項ただし書きの規定による歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

以上で管理者提出議案であります認第 1 号から議第 1 号までの提案理由とさせていただきます。

細部につきましては、担当者より補足説明を申し上げますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○消防部長（山中史隆）

それでは、認第1号から議第1号まで、一括して補足説明を申し上げます。

まず、認第1号から認第3号までの議案について御説明申し上げます。

本案は、本年4月1日に発足いたしました駿東伊豆消防組合の運営に必要な予算、条例及び指定金融機関の指定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

それでは、議案ごとにその概要を御説明申し上げます。

議案書は、1ページから45ページまでとなります。

認第1号 専決処分の報告及びその承認について、平成28年度駿東伊豆消防組合会計暫定予算の概要を御説明申し上げます。

本案は、4月1日から業務執行に必要となる駿東伊豆消防組合の予算について、消防組合の議会の開催が見込まれた7月までの4カ月間を暫定予算としたものであり、その内容は、義務的経費や施設の維持管理などの経常経費を主体としたものであります。

しかし、救急車や消防ポンプ車などの車両の整備につきましては、その財源の一部となる補助金の申請に予算書への計上が必要であり、納車がおくれると、廃車予定車の車検が必要になることから、一部政策的経費も含む内容で編成したものであります。

暫定予算の規模ですが、本予算の55億2,868万3,000円に対しまして、暫定予算は41.3%の22億8,530万8,000円で、歳入歳出は同額としたものであります。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、議第1号 平成28年度駿東伊豆消防組合会計予算で御説明申し上げます。

次に、議案書は47ページから281ページまでとなります。

認第2号 専決処分の報告及びその承認について、駿東伊豆消防組合の休日を定める条例ほか全39条例の制定の概要について御説明申し上げます。

本案につきましても、4月1日から必要な駿東伊豆消防組合の条例の制定について、専決処分をしたものであります。

制定した条例の内容であります。総規で2本、議会・監査関係で2本、組織関係で7本、人事関係で14本、給与関係で6本、財務関係で7本、業務関係で1本、合計39本の条例の制定について、専決処分したものであります。

次に、議案書287ページをお開きください。

認第3号 専決処分の報告及びその承認について、駿東伊豆消防組合指定金融機

関の指定の概要について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第 235条第 2 項及び同法施行令第168条第 2 項の規定により、4 月 1 日からの駿東伊豆消防組合の公金の収納及び支払い事務に関して支障を来さぬようにするため、指定金融機関としてスルガ銀行株式会社を指定したものであります。

スルガ銀行株式会社につきましては、組合構成市町内に支店があり、現に地方公共団体の指定金融機関として実績が多く、また、手数料などを考慮いたしまして、選定したものであります。

次に、議案書 289ページをお開きください。

認第 4 号 監査委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、駿東伊豆消防組規約第13条第 2 項の規定に基づく識見を有する監査委員について、相原健夫氏を駿東伊豆消防組合監査委員に選任いたしたく御提案申し上げます。

相原氏は、税理士として長く第一線で活躍されております。また、これまでに東海税理士会三島支部長、東海税理士会理事を務めたほか、函南町の監査委員を務められた経歴もあり、行財政に関する知識が豊富で、監査委員として適任であると考えますので、同氏を駿東伊豆消防組合監査委員に選任いたしたく、地方自治法第 196条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、相原健夫氏の略歴につきましては、290ページに記載のとおりであります。

次に、議第 1 号 平成28年度駿東伊豆消防組合会計予算について御説明申し上げます。

予算書は別冊となります。

消防救急の広域化は、災害や事故の多発、大規模化、都市構造の変化、少子高齢化の進展に伴う救急ニーズの高まりに対し、スケールメリットを生かした消防体制の整備及び充実強化により、住民サービスの一層の向上を図ることを目的とするものであります。

また、組合の運営財源は構成市町からの負担金によりほとんど賄われているもので、それは構成市町の住民の税負担に基礎を置くことから、組合管内の住民全体の利益を第一とし、必要なサービスを確保しつつ、効果的かつ効率的な運営に努めなければなりません。

このことから、予算規模は構成市町の財政状況を考慮して、広域前の田方地区消防組合及び各市町の予算の消防費に、各市町の予算、2 款総務費に計上している消

防組合を運営する上で必要な経費を加えた総額を基本といたしました。

ただし、これまで執行のなかった新消防指令センターの維持管理費、消防車両の整備やはしご車のオーバーホール等に係る大規模事業費の計上については、構成市町の財政負担が大きく影響することから、極力経費の抑制に努めるものとし、消防車両の整備については、統一した更新基準により、真に更新が必要なものから、順次計画的に整備することといたしました。

これらの考え方を基本に予算編成を行った結果、歳入歳出の予算総額それぞれ55億2,868万3,000円を計上したものであります。

それでは、詳細につきまして、地方債より御説明申し上げます。

予算書の4ページをお開きください。

第2表、地方債でございます。

起債の目的は、消防施設整備事業費で、限度額は1億4,820万円であります。内容としては、平成28年度に予定されている消防車両、水槽付消防ポンプ自動車2台、高規格救急自動車3台、司令車1台、計6台を整備する事業であります。

次に、8ページ、9ページをごらんください。

歳入を御説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金であります。1目市町負担金は53億318万4,000円で、1節共通経費負担金は4億6,103万7,000円であります。各市町の負担金は説明欄に記載のとおりとなっております。

次に、2節個別経費負担金は、47億4,570万円で、各市町の負担金は説明欄に記載のとおりとなっております。

なお、この負担金は、消防署の運営に係る物件費及び維持補修費、組合設立前の関係市町採用消防職員に係る人件費並びに消防庁舎の改修及び移転経費であります。

次に、3節その他経費負担金は9,644万7,000円で、内容としては、旧田方地区消防組合の各市町が起こした消防庁舎整備等の起債償還金に係るものであり、各市町の負担金は説明欄に記載のとおりとなっております。

次にその下、2款1項1目1節施設目的外使用料は164万7,000円で、内容としては、各消防署に設置してある自動販売機などの消防施設の目的外使用している物件に対し、使用料を徴収するものであります。

次に、10ページ、11ページをごらんください。

2款2項1目1節消防手数料は579万5,000円で、内容としては、記載のとおり危険物取扱手数料及び煙火消費許可手数料となっております。

次にその下、3款1項1目1節消防施設費補助金は20万円で、内容としては、緊急消防援助隊の活動交付金を計上したものであります。

次にその下、4款1項1目1節消防施設費補助金は2,033万2,000円で、内容としては、消防資器材等に1,033万2,000円、水槽付消防ポンプ自動車に1,000万円の補助を見込んでいるものであります。

次にその下、5款1項1目1節利子及び配当金は2万9,000円で、内容としては、旧田方地区消防組合の基金の利子であります。

次に、12ページ、13ページをお開きください。

5款2項1目1節建物貸付収入は202万円で、内容としては、沼津南北署の自動販売機設置スペースに係る行政財産貸付料と田方中消防署の一部を田方歯科医師会に貸し付けるものであります。

次にその下、6款1項1目1節一般寄附金と7款1項1目1節基金繰入金につきましては、頭出しの1,000円であります。

次にその下、8款1項1目1節前年度繰越金は1,400万円で、内容としては、旧田方地区消防組合の平成27年度予算繰越金であります。

次に、14ページ、15ページをごらんください。

9款1項1目1節預金利子は1,000円で、これは歳計金の利子であります。

次にその下、同款2項1目1節雑入は3,327万3,000円で、これは説明欄のとおりであります。

次にその下、10款1項1目1節組合債は1億4,820万円で、内容としては、地方債で説明したとおり、消防車両6台分の整備に係る起債であります。内訳は、水槽付消防ポンプ自動車2台で8,380万円、高規格救急自動車3台で5,810万円、司令車1台で630万円であります。

次に、16ページ、17ページをお開きください。

歳出を御説明いたします。

1款1項1目議会費は133万円で、内容としては、定例会、臨時会を各2回、議会運営委員会を4回の開催を見込んだ議員報酬と費用弁償が主な支出であります。

次にその下、19ページまでの説明となります。

2款1項1目組合管理費は6,377万7,000円で、内容としては、組合管理者等の報酬及び費用弁償、職員の健康診断委託、内部情報ネットワーク使用料が主なものであります。また、旧田方地区消防組合の基金積立事業が含まれております。

次に、18ページ、19ページの2段目をごらんください。

同款 2 項 1 目 監査委員費は29万 8,000円で、内容としては、監査委員の報酬及び費用弁償等であります。

次に、その下から25ページにわたります。

3 款 1 項 1 目 職員人件費は46億6,580万4,000円で、内容としては、職員の人件費であります。

次にその下、24ページ、25ページになります。

同款同項 2 目 職員管理費は9,429万7,000円で、内容としては、県消防学校、消防大学校及び救急救命士養成講習などの職員研修費及び資格取得に係る経費でございます。

次に、26ページ、27ページをごらんください。

3 款 2 項 1 目 消防署運営管理費は 2 億860万7,000円で、内容としては、光熱水費や消耗品など、消防本部及び各消防署等を運営していくための経費であります。

次に、32ページ、33ページをごらんください。

同款同項 2 目 警防管理費は 1 億133万4,000円で、内容としては、消防車両の維持及び資器材保守等に係る経費が主なものであります。

次に、34ページ、35ページをごらんください。

同款同項 3 目 救急管理費は5,727万7,000円で、内容としては、救急資器材購入、リース及び救急救命士の病院実習等に係る経費が主なものであります。

次に、36ページ、37ページをごらんください。

同款同項 4 目 予防管理費は303万9,000円で、内容としては、予防業務に係る書籍、火災調査機器の整備及び臨時職員等に係る経費が主なものであります。

次に、38ページ、39ページをごらんください。

3 款 3 項 1 目 消防庁舎整備費は603万7,000円で、内容としては、田方中消防署のエレベーターの耐震対策工事等であります。

次にその下、同款同項 2 目 消防庁舎維持管理費は5,014万7,000円で、内容としては、消防本部及び各消防署の庁舎の維持及び設備保守点検に係る経費が主なものであります。

次に、40ページ、41ページをごらんください。

同款同項 3 目 車両資器材整備費は 1 億7,528万4,000円で、内容としては、水槽付消防ポンプ自動車 2 台、高規格救急自動車 3 台、司令車 1 台の整備費であります。

次に、42ページ、43ページをお開きください。

4 款 1 項 公債費は9,645万2,000円で、内容としては、旧田方地区消防組合の消防

庁舎及び消防車両に係る起債償還金及び償還利子であります。

次にその下、5款予備費であります。500万円を計上させていただきました。

ここまでで予算の説明を終わります。

続きまして、44ページをお開きください。

これは、地方債前々年度末における現在高並びに前年度末、当該年度末における現在高見込みに関する調書になります。平成28年度末現在高の見込み額は、表の一番右の欄に記載させていただいておりますが、旧田方地区消防組合の現在高と駿東伊豆消防組合の起債見込み額の合計額として、15億9,065万9,000円であります。

次に、45ページから69ページまで、給与費明細書をつけてございます。

以上で認第1号から議第1号までの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（植松恭一）

当局の説明が終わりました。

これよりただいま説明のありました各案件に対する質疑を伺うことにいたします。最初に、認第1号、認第2号、認第3号、認第4号、以上4件に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

次に、議第1号に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

14番 山田直志議員。

○14番議員（山田直志）

それでは、議第1号 平成28年度駿東伊豆消防組合の会計予算について質問させていただきます。

3款消防費における車両資器材整備費の内容ですけれども、今年度の車両購入については、どのような基準を持って購入されているのか、この内容について御説明をお願いいたします。

○警防救急課長（山本竜也）

御説明をいたします。

議第1号 平成28年度駿東伊豆消防組合会計予算について、歳出3款消防費、車両資器材整備費のうち、今年度の車両の購入はどのような基準で購入されているかについてお答えをいたします。

今年度の車両の購入につきましては、広域前の各消防本部の更新基準を統一し、新たな更新計画を定め、これに基づき、第一線で活動する車両を中心に、使用年数や使用頻度及び車両の状態などを考慮の上、整備を行うものでございます。

以上でございます。

○14番議員（山田直志）

今御答弁のように、各消防本部での更新基準というものを今回統一されたということなんですけれども、これはどういうプロセスを経て統一をされたのかということとを1点。もう1点は、統一された基準というものは、具体的にどういう内容になっているのでしょうか。例えばこの消防車においては、何年だとか、何万キロとかというような、その基準の具体的な中身についても、今回初めてですから、今後の車両購入について、そのことが基準となっていくと思うので、基準内容についても説明していただけると大変ありがたいと思います。

○警防救急課長（山本竜也）

お答えをいたします。

御質問は2点かと思えます。

まず、更新基準をどのようなプロセスを経て統一をされたのかについてであります。広域消防組合を発足するに当たり、警防体制や車両等の基準を検討するため、専門部会を立ち上げまして、旧5つの消防本部の基準を参酌し、消防用車両の安全基準をもとに統一をいたしました。

続きまして、2番目の質問の統一された基準の内容につきましては、消防用車両の安全基準に基づき、消火、救助等に出動する消防車両は15年、救急車は6年、または走行20万キロメートル、その他の車両につきましては20年といたしました。

以上でございます。

○14番議員（山田直志）

了解。

○議長（植松恭一）

以上で、通告による質疑が終わりました。

これで質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

それでは、これより、先ほど議題といたしました5件に対する討論を伺うわけですが、その前に暫時休憩し、討論の通告を受けることといたします。

発言の通告は、午後3時40分までに御提出願います。

休憩いたします。

休憩 午後 3 時28分

再開 午後 3 時43分

○議長（植松恭一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（植松恭一）

それでは、先ほど議題といたしました5件に対する討論を伺うことといたします。
最初に、認第1号、認第2号、認第3号に対する討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

認第1号 専決処分の報告及びその承認について、平成28年度駿東伊豆消防組合会計暫定予算、認第2号 専決処分の報告及びその承認について、駿東伊豆消防組合の休日を定める条例ほか全39条例の制定、認第3号 専決処分の報告及びその承認について、駿東伊豆消防組合指定金融機関の指定、以上3件を一括採決といたします。

この3件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認第1号、認第2号、認第3号は承認されました。

次に、認第4号に対する討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

認第4号 監査委員の選任について、識見を有する者は、原案のとおり相原健夫さんに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認第4号について、相原健夫さんは同意されました。

次に、議第1号に対する討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第1号 平成28年度駿東伊豆消防組合会計予算についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第1号は可決されました。

◎認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植松恭一）

次に、日程第13 認第5号 監査委員の選任について、組合議員を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、2番 鈴木照久議員の退席を求めます。

〔2番 鈴木照久議員 除斥〕

本件に対する当局の説明を求めます。

○消防部長（山中史隆）

認第5号 監査委員の選任について御説明申し上げます。

議案書は別紙になります。

本案は、駿東伊豆消防組規約第13条第2項の規定に基づき、組合議員の中から監査委員1名を選任することとされております。鈴木照久議員は、旧田方地区消防組合の監査委員を務められ、人格、経験とも豊富な方で、監査委員として適任であると考えますので、同氏を駿東伊豆消防組合監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（植松恭一）

当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

それでは、これより、ただいま説明のありました案件に対する討論を伺うわけですが、その前に暫時休憩し、討論の通告を受けることにいたします。

発言の通告は、午後 3 時 55 分までに御提出願います。

休憩いたします。

休憩 午後 3 時 47 分

再開 午後 3 時 56 分

○議長（植松恭一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（植松恭一）

それでは、これより、先ほど説明のありました認第 5 号に対する討論を伺うことにいたします。

討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

認第 5 号 監査委員に選任について、組合議員は、原案のとおり鈴木照久議員に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認第 5 号について、鈴木照久議員は同意されました。

除斥を解除いたします。

〔2 番 鈴木照久議員 復席〕

2 番 鈴木照久議員に申し上げます。

ただいま、あなたが監査委員に選任されました。

それでは、監査委員に選任されました鈴木照久議員に御挨拶をお願いいたします。

○2 番議員（鈴木照久）

皆様の御同意のもと、選任させていただきました。ふなれではございますけれども、一生懸命務めさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長（植松恭一）

休憩いたします。

休憩 午後 3 時 57 分

再開 午後 4 時 03 分

○議長（植松恭一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出

○議長（植松恭一）

ただいま休憩中に議会運営委員会委員長から、会議規則第14条第2項により、お手元に配付いたしました写しのとおり、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

この際、議会運営委員会の閉会中の継続調査を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、この際、議会運営委員会の閉会中の継続調査を日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○議長（植松恭一）

以上で本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

ここで管理者から挨拶を行いたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

○管理者（栗原裕康）

平成28年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、植松恭一議長を初め組合議員の皆様におかれましては、長時間にわたり、数々の議案を御審議いただき、御議決賜りまして、厚く御礼申し上げます。

駿東伊豆消防組合は、この4月1日に発足いたしまして、構成市町の議会関係者の御協力により、本日、組合の初議会が無事閉会を迎えましたことは、大変ありがたいことで、心から感謝を申し上げたいと思います。

組合議員の皆様におかれましては、今後とも管内消防行政発展のため、御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、議員各位のますますの御健勝を御祈念申し上げます。お礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（植松恭一）

これをもって平成28年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後4時06分 閉会

○地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年5月24日

前議長 米山祐和

前副議長 永岡康司

議長 植松恭一

議 員 稻 葉 富 士 憲

議 員 渡 邊 博 夫